

(4) 全長制限

次の表に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

漁業権者の名称	対象魚種	いわな	やまめ あまご	にじま す	ひめ す	木崎 ま	うぐい	こい	ふ	な	うなぎ	おわ	かい	かじか	しなの き	あ	ゆ
南佐久南部漁業協同組合		15	15	15			10	18	10	30				5	20		
佐久	"	"	"	"			"	"	"	"	"	8		"			
上小	"	"	"	"			"	"	"	"	"	"		"			
更埴	"	"	"	"			"	"	"	"	"	"		"			
千曲川	"	"	"	"			"	"	"	"	"	"		"			
北信(内共第2号)	"	"	"	"			"	"	"	"	"	"		"			
北信(内共第19号)	"	"	"	"													
高水(内共第2号)	"	"	"	"			10	18	10	30		8		5			
高水(内共第9号)	"	"	"	"													
裾花川水系	"	"	"	"			10	18	10	30		8		5			
奈良井川	"	"	"	"			"	"	"	"	"	"		"			
波田	"	"	"	"			"	"	"	"	"	"		"			
犀川	"	"	"	"			"	18	10	30		8					
安曇	"	"	"	"			"	"	"	"	"	"		"			
北安中部	"	"	"	"	15		"	18									
犀川殖産	"	"	"	"			"	"	10	30		8			15		
諏訪湖	"						"	"	"	"	"	"					
諏訪東部	"	15	15	15			"	"	"	"	"	"					
天竜川	"	"	"	"			"	"	"	"	"	"					
下伊那	"	"	"	"			"	"	"	"	"	"					
遠山	"	"	"	"													
木曾川(内共第7号)	"	"	"	15			10	20	10	30							
木曾川(内共第14号)	"	"	"				"	"		"	"	8					
姫川上流(内共第8号)	"	15	"	15			"	"									
姫川上流(内共第18号)	"	"	"	"			"	"									

(単位:cm)

3 遊漁料の額及びその納付方法

(1) 遊漁料の額

漁業者の 名称	漁具 漁法	免 除 規 定 額				あ 小学生 以下の 者	中 学 生	身 体 障 害 者	免 除 規 定 場 合	遊漁する場所 で漁場 監視員 に支払 う場合 に附加 する額		
		一 般										
		あ	ゆ	あゆ以外の魚種	1 年							
		1 日	1 年	1 日	1 年							
南佐久南部 漁業協同組合	竿 手 釣	円 2,100	円 8,400	円 1,570	円 8,400	無 料	500円	一般の1/2相当額	投網 たも網 さで網	あゆ、あ ゆ以外の 魚種共通	700円	
佐 久 "	竿 釣	円 2,100	円 12,600	円 1,260	円 6,300	無 料	あゆ以外の魚種 無料 あゆ 一般の1/2相当額	1年 一般の1/2相当額	投網	1年当たり 21,000円	700円	
上 小 "	竿 釣	円 2,100	円 12,600	円 1,260	円 6,300	無 料	あゆ以外の魚種 無料 あゆ 1日 1年 一般の1/2相当額	あゆ以外の魚種 無料 あゆ 1日 1年 一般の1/2相当額	延縄	1年当たり 5,250円	700円	
更 埴 "	竿 置 釣 針	円 2,100	円 12,600	円 310	円 3,150	無 料	1年当たり310円	一般の1/2相当額				300円
千 曲 "	竿 釣	円 2,000	円 9,000	円 500	円 3,500	無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	投網	1年当たり 10,000円		300円
北 信 " (内共第2号)	竿 釣	円 1,200	円 6,500	円 1,000	円 5,000	無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				200円
北 信 " (内共第19号)	竿 釣			円 1,000	円 5,000	無 料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				200円

高水 " (内共第2号)	竿釣		600	4,000	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額						400円
高水 " (内共第9号)	竿釣		500	3,000	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額						500円
裾花川水系 "	竿釣 たも網	1,500	1,000	4,500	無料	無料	無料	投網	1年当たり 8,000円	1年当たり 8,000円			700円
奈良井川 "	竿釣 たも網 さで	2,000	800	5,000	無料	1年当たり 1,000円	1年当たり 2,000円	投網 やす				投網 1年当たり 10,000円 やす 1年当たり 2,000円	600円
波田 "	竿釣 たも網 さで		300	2,000	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	投網 やす					
犀川 "	竿釣 たも網		500	3,300	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	投網					500円
安曇	竿釣		500	3,500	無料	無料	無料						500円
北安中部 "	竿釣	1,000	1,000	3,500	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	投網 たも網					300円
犀川殖産 "	竿釣	2,000	600	5,000	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	投網 さで網 たも網 やす 延う 箱伏 四手網				1年当たり 4,000円	500円

姫川上流 " (内共第18号)	竿	釣		1,000	5,000	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				400円
志賀高原 "	竿	釣		300	2,500	無料	無	無料				
根羽川 "	竿	釣	2,800	700	3,500	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額	網リす ガヤす て針	投網、ガリ 1日当たり 2,000円 1年当たり 7,000円	投網、やす、 すて針 1日当たり 1,000円 1年当たり 3,500円	300円
松原湖 "	手竿	釣		500	こい、ふな 6,000 わかさぎ 3,500	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				
野尻湖 "	手竿	釣		500	4,000	無料	無	無料				
青木湖 "	手竿	釣		1,000	16.4.1 以降 525	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				
木崎湖 "	手竿	釣		1,000	4,000	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				
恵那 "	竿	釣	2,000	1,000	5,000	無料	無	無料				700円
浪合村 "	竿	釣		800		無料	無	無料				100円
平谷村 "	竿	釣		800	4,000	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				200円
釜無川 "	竿	釣		1,000	3,500	無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				
糸魚川内水面 "	竿	釣	1日当たり 1,500円 1年当たり 8,500円			無料	一般の1/2相当額	一般の1/2相当額				500円

(2) 納付場所等

ア 1の表に掲げる漁業権者の所在地。

イ アに掲げる場所のほか、漁業権者が指定して公示した場所。

ウ ア及びイに掲げる場所のほか、承認期間1日の遊漁料については遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。ただし、次の表の左欄に掲げる漁業権者の同表の右欄に掲げる漁具漁法にあっては、この限りではない。

漁業権者の名称	漁具漁法
南佐久南部漁業協同組合	さで網、たも網、投網
波田 "	投網、やす
北安中部 "	投網、たも網
志賀高原 "	竿釣
根羽川 "	投網、ガリ、やす、捨針
釜無川 "	投網、さで網

4 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、遊漁の承認をしたときは、遊漁規則に規定する遊漁承認証を交付するものとする。(各漁業権者共通)

(2) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。(各漁業権者共通)

(3) 遊漁者が自己の不注意により遊漁承認証を紛失したときは、再交付しない。(上小漁業協同組合)

5 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。(各漁業権者共通)

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。(各漁業権者共通)

(3) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。(各漁業権者共通)

(4) 遊漁者は、漁場を汚染し、又は汚染の原因となる行為をしてはならない。(野尻湖漁業協同組合)

6 漁場監視員に関する事項

(1) 漁場監視員は、遊漁規則の励行に関し必要な指示を行うことがある。(各漁業権者共通)

(2) 漁場監視員は、遊漁規則に規定する漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。(各漁業権者共通)

7 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合その者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。(各漁業権者共通)

8 河川特設釣場に関する事項

次の漁業権者にあっては、河川特設釣場を設置する。

漁業権者	区域	魚種	期間	料金	制限
木曾川 漁業協 同組合	王滝川 王滝川、上黒沢合流点より 上流の上黒沢頭首工堰 堤下流端までの区域	あまご いわな にじます	あまご いわな にじます 3月1日から 9月30日まで	1人当たり放流量 あまご いわな 1kg 3,000円 にじます 1kg 2,000円 無放流入場 500円 (ただし、17時から19時まで)	竿釣 1本
	黒川 黒川、上小川合流点より 上流の上小川200m、黒川 300mまでの区域				

漁業権者	区 域	魚 種	期 間	料 金	制 限
平谷村 漁業協 同組合	柳 川 柳川のうち、浅間沢合流 点より上流70mの区間 (平谷村122-7番地から 122-10番地までの間)	あまご	4月1日から 9月30日まで	1人当たり放流量 1kg 3,000円 無放流入場 1,500円	竿釣 1本
	平谷川 平谷川のうち、峠沢120 mの区間(平谷村737番地 から445番地までの間)				

9 施行日

平成16年1月1日

園芸特産課

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成15年12月25日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した 家畜伝染病 の種類	家畜 の種類	発 生 年月日	患 畜 疑似患畜 の区 分	発生 頭数	発生の場所 又は区域
ヨーネ病	牛	平成15年 12月10日	患畜	1	上伊那郡 箕輪町

畜産課